



2024年11月22日

各 位

会 社 名 明治ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 川村 和夫
(コード：2269 東証プライム)
問合せ先 IR 部長 田中 正司
(TEL：03-3273-3524)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、下記のとおり、当社株式の売出しに関し決議しましたので、お知らせいたします。

当社は、創業から100年にわたって受け継いできた「栄養報国」（栄養を通じて社会に貢献する）の精神に基づき、人々の毎日の生活に欠かせない乳製品・菓子・栄養食品・医薬品など幅広い分野の製品を通して、「おいしさ・楽しさ」の世界を拡げ、「健康・安心」への期待に応えることを使命に事業を営んでいます。「2026 中期経営計画」では、「明治 ROESG※経営の進化」を掲げ、①成長事業への経営資源投入、②安定したキャッシュ創出力の維持・強化、③経営戦略に即した人財戦略の推進を重点戦略とし、適切なキャッシュアロケーション方針に基づく財務戦略に取り組み、サステナビリティと事業の融合による明治 ROESG 目標の達成、及び持続的な企業価値向上を目指します。

そのような中、昨今コーポレートガバナンス強化の観点から政策保有株式を見直す動きが進んでいます。当社も資産効率の改善を目指し、「2023 中期経営計画」期間中における2021年3月末時点の簿価ベースで30%を縮減する方針に基づき、積極的に政策保有株式の縮減にも取り組んでまいりました。引き続き現「2026 中期経営計画」期間においても、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを検証した上で縮減に努めております。

これら当社のこれまでの政策保有株式の縮減実施を受け、一部の株主様との協議において当社株式売却の意向を確認したため、当社として最適な当該株式売却の手法を検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供し、当社株主構成の能動的な再構築を図ることが可能であることから、このたび本売出しを実施することといたしました。この機会を通じて、「2026 中期経営計画」をはじめとした当社の事業、および成長戦略や資本政策への理解をより一層深めていただくとともに、長期的な視点に立ってご理解・ご支援いただける株主層の拡大や多様化を図ることを目指すものであります。

※「ROESG」は一橋大学・伊藤邦雄氏が開発した経営指標で、同氏の商標です。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|----------------------------|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 12,739,200 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 株式会社りそな銀行
三菱UFJ信託銀行株式会社
農林中央金庫
株式会社三菱UFJ銀行
三井住友信託銀行株式会社
株式会社みずほ銀行
株式会社日本カストディ銀行・三井住友信託退給口
株式会社三井住友銀行
株式会社SMB C信託銀行
(株式会社三井住友銀行退職給付信託口) | 2,484,600 株
1,965,200 株
1,736,000 株
1,386,000 株
1,315,000 株
1,248,600 株
1,170,400 株
869,400 株
564,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2024 年 12 月 3 日（火）から 2024 年 12 月 6 日（金）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（当該価格が 3,000 円超の場合は 1 円単位として 1 円未満端数切捨て、3,000 円以下の場合は 0.5 円単位として 0.5 円未満端数切捨てとする。）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 2024 年 12 月 10 日（火）から 2024 年 12 月 13 日（金）までの間のい | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。

(7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。

(8) 申込株数単位 100株

(9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長CEOに一任する。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞2.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 1,910,800株
種 類 及 び 数 なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より 1,910,800 株を上限として借り受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長CEOに一任する。

＜ご参考＞

1. 売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、1,910,800株を上限

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

として大和証券株式会社が当社株主より借り受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエアオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2024年12月26日（木）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買い付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2024年12月26日（木）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買い付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエアオプションの行使を行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受け、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシュエアオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、上記記載の取引に関して、大和証券株式会社は、みずほ証券株式会社との協議の上、これらを行うものとします。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行及び農林中央金庫は、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割による当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。